

守 障 第 1067 号
令和元年 9 月 30 日

各
児童発達支援
医療型児童発達支援
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援
事業所 管理者様
計画相談

守口市健康福祉部障がい福祉課長

児童発達支援等無償化に係る連絡事項について

平素は本市の障がい福祉行政に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年 10 月から児童発達支援等についても、国施策により一部利用者を対象として利用者負担が無償化されることとなりました。それに伴い、本市独自施策として従来より実施していた児童発達支援等無償化施策（守口市児童発達支援等利用者負担給付金）について、内容の拡充等を行うこととしました。

つきましては、令和元年 10 月利用分以降の児童発達支援等の無償化に係る取扱いについては下記のとおり変更いたしますので、通知いたします。重要な連絡ですので、必ず関係職員に御周知いただき、御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 本通知の対象となる利用者について

本通知は守口市が支給決定している利用者のみが対象となります。他市町村が支給決定を実施している利用者については、本市とは異なる可能性があります（市独自無償化を実施していない等）ので、それぞれの市町村にお問い合わせください。

2 令和元年 10 月利用分以降の児童発達支援等無償化の取り扱いについて

以下 3 点の別添資料をご確認ください。

- ・別紙 1 令和元年 10 月利用分以降における児童発達支援等無償化の概要
- ・別紙 2 受給者証記載例
- ・別紙 3 令和元年 10 月利用分以降における児童発達支援等無償化に係る事業所向け Q&A

3 その他事項

本件について、追加の連絡事項等が発生した場合には、本市ホームページに掲載する予定ですので、そちらについても併せてご確認ください。ご不明な点があれば、下記連絡先宛にご連絡ください。

【連絡先】

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市健康福祉部障がい福祉課

電話番号 06-6992-1635（直通）